

平成 2 8 年 第 1 回 臨 時 会

平成 2 8 年 7 月 1 9 日 (火)

山 辺 ・ 県 北 西 部 広 域 環 境 衛 生 組 合 議 会

○議事日程

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第 1  |        | 仮議席の指定  |
| 日程第 2  | 選挙案第1号 | 議会議長の選挙について                                   |
| 日程第 3  | 選挙案第2号 | 議会副議長の選挙について                                  |
| 日程第 4  |        | 議席の指定   |
| 日程第 5  |        | 会期の決定   |
| 日程第 6  |        | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第 7  | 発議案第1号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則の<br>制定について              |
|        | 発議案第2号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会傍聴規則の<br>制定について              |
|        | 発議案第3号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の任期<br>に関する条例の制定について       |
|        | 発議案第4号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者の専決処<br>分事項について             |
| 日程第 8  | 同意案第1号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任<br>につき同意を求めることについて     |
|        | 同意案第2号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任<br>につき同意を求めることについて     |
| 日程第 9  | 同意案第3号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任<br>につき同意を求めることについて     |
| 日程第 10 | 同意案第4号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任<br>につき同意を求めることについて     |
| 日程第 11 | 同意案第5号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委<br>員の選任につき同意を求めることについて |
|        | 同意案第6号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委<br>員の選任につき同意を求めることについて |
|        | 同意案第7号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委<br>員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 12 | 承認案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて                             |

---

○会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

---

○出席議員（11名）

|     |                   |     |                   |
|-----|-------------------|-----|-------------------|
| 1番  | 森村和男<br>(大和高田市議会) | 2番  | 島田宗彦<br>(大和高田市議会) |
| 3番  | 大橋基之<br>(天理市議会)   | 4番  | 榎堀秀樹<br>(天理市議会)   |
| 5番  | 下川俊文<br>(山添村議会)   | 6番  | 深木健宏<br>(三郷町議会)   |
| 7番  | 大星成司<br>(安堵町議会)   | 9番  | 衣川喜憲<br>(三宅町議会)   |
| 10番 | 堀内英樹<br>(上牧町議会)   | 11番 | 青木義勝<br>(広陵町議会)   |
| 12番 | 吉村幸訓<br>(河合町議会)   |     |                   |

---

○欠席議員（1名）

|    |                 |
|----|-----------------|
| 8番 | 森本修司<br>(川西町議会) |
|----|-----------------|

---

○出席理事者

|                 |                |      |                  |
|-----------------|----------------|------|------------------|
| 管理者             | 並河健<br>(天理市長)  | 副管理者 | 吉田誠克<br>(大和高田市長) |
| 理事              | 森宏範<br>(三郷町長)  | 理事   | 西本安博<br>(安堵町長)   |
| 理事              | 今中富夫<br>(上牧町長) | 理事   | 山村吉由<br>(広陵町長)   |
| 理事              | 岡井康德<br>(河合町長) |      |                  |
| 事務局次長<br>(企画課長) | 井上光博           | 総務課長 | 粕谷治              |

---

○欠席理事者

|      |                |    |                |
|------|----------------|----|----------------|
| 副管理者 | 窪田政倫<br>(山添村長) | 理事 | 竹村匡正<br>(川西町長) |
| 理事   | 志野孝光<br>(三宅町長) |    |                |

---

○議会事務局職員

事務局長 川口昌克 書記 山下知一

---

開会 午後 2時30分

○川口事務局長 定刻になりました。本日は、山辺・県北西部広域環境衛生組合設立後、初めて開催される議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。よって、出席議員中、三郷町議会から選出の深木健宏議員に臨時議長の職務を行っていただきたいと存じます。

それでは、深木議員、よろしくお願いいたします。

(臨時議長 議長席に着席)

○深木臨時議長 ただいまご紹介いただきました深木でございます。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまより、平成28年第1回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会臨時会を開会いたします。

管理者より臨時会招集についてのご挨拶があります。

管理者、よろしくお願いいたします。

○並河管理者 深木臨時議長はじめ本組合議員の皆様方には、公私にわたり、大変ご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の山辺・県北西部広域環境衛生組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年4月1日に本組合が設立をされ、この臨時会をもちまして、一部事務組合としての体制が整うことになってまいります。組合の管理者といたしまして、今後、計画に沿い、持続可能なごみ処理体制の事業を着実に進めるため、全力で任を全うしていきたいと存じております。議会の皆様方には、これから事業を推進いたします上でご理解・ご協力が欠かせないところでございまして、何とぞお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

これから初めての本会議を開催させていただきますが、議会の役選、また管理者の専決処分の承認等、多くの議案の審議が予定をされております。何とぞよろしくお願いいたします。ご協力をいただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○深木臨時議長 現在の出席議員は11名で議会は成立いたしました。

本日の議事進行につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規

則が制定されていないため、発議案第1号で提出されます山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則（案）に準じて進行いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○深木臨時議長 ご異議がないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

一応、全日程を記載していますが、臨時議長といたしましては、日程第2、選挙案第1号 議会議長の選挙についてまでの日程を運営いたします。以後の日程につきましても、新議長が運営されますので、ご了承お願いいたします。

---

### 日程第1 仮議席の指定

○深木臨時議長 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第2 選挙案第1号 議会議長の選挙について

○深木臨時議長 日程第2、選挙案第1号 議会議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○深木臨時議長 ご異議がないと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことといたします。

お諮りいたします。

指名方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○深木臨時議長 ご異議がないと認めます。よって、指名方法については、臨時議長において指名することといたします。

議会議長に、天理市議会から選出の大橋基之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大橋基之議員を議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○深木臨時議長 ご異議がないと認めます。よって、大橋基之議員が議会議長に当選されました。

ただいま議会議長に当選されました大橋基之議員が議場におられますので、本席から山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則（案）第31条第2項の規定により当選告知をいたします。

議会議長に当選されました大橋基之議員から就任のご挨拶があります。

○大橋議長 こんにちは。ただいま、皆様のご推挙により、本組合の議長の職に就任いたしました、天理市議会議員の大橋基之でございます。

この議長という職責に、いまはただ重く感じている次第でございます。平成35年度のクリーンセンターの稼働予定に向かいます。各10市町村議員の方には、ご協議などご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。また、県の奈良モデルということで、奈良県全体が期待をし、これからのごみ行政の中で進んでいく事業でございます。この10市町村の中で、本当に各代表の方がいろいろな意見を出しながら、平成35年度稼働に向けてしっかりと進んでまいりたいというふうを考えております。皆様のご理解、そしてまたご協力、そしてご指導・ご鞭撻の方を、切にお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○深木臨時議長 それでは、議長と交代いたします。ご協力、ありがとうございました。

（新議長 議長席に着席）

---

### 日程第3 選挙案第2号 議会副議長の選挙について

○大橋議長 先ほど、臨時議長から、日程第2、選挙案第1号 議会議長の選挙について今後の日程については、新議長が決定後、運営されたいとのことでしたが、特に日程の変更もございませんので、お手元に配付の日程に従って会議を進めさせていただきますので、ご了承願います。

日程第3、選挙案第2号 議会副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことといたします。

お諮りいたします。

指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、指名方法については、議長にお

いて指名することといたします。

議会副議長に、大和高田市議会から選出の森村和男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました森村和男議員を議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、森村和男議員が議会副議長に当選されました。

ただいま議会副議長に当選されました森村和男議員が議場におられますので、本席から山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則(案)第31条第2項の規定により当選告知をいたします。

議会副議長に当選されました森村和男議員から就任のご挨拶があります。

○森村副議長 ただいま、皆様方のご総意をもって本組合の初代副議長に就任させていただくことになりました大和高田市の森村でございます。改めて、本組合議会の重要性和責任の重さを痛感しているところであります。

今後は、皆様方のご支援をいただきながら議長を支え、補佐し、議会が円滑に運営されるように全力を挙げて取り組む決意でありますので、皆様方のご指導・ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、副議長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

---

#### 日程第4 議席の指定

○大橋議長 日程第4、議席の指定をいたします。

議席は、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則(案)第3条第1項の規定により議長より指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

#### 日程第5 会期の決定

○大橋議長 日程第5、会期の決定をいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### 日程第6 会議録署名議員の指名

○大橋議長 日程第6、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則（案）第71条の規定により、2番、島田宗彦議員、4番、榎堀秀樹議員、以上2名の方をお願いいたします。

---

日程第7 発議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則の制定  
について

発議案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会傍聴規則の制定  
について

発議案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の任期に関  
する条例の制定について

発議案第4号 山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者の専決処分事  
項について

○大橋議長 日程第7、発議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則の制定についてほか、発議案第2号から第4号までを一括議題といたします。

ただいま上程になりました4発議案については、提案者、榎堀秀樹議員に説明を求めます。

○榎堀議員 ただいま上程になりました発議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則の制定についてほか発議案第2号から第4号までにつきまして、提案者を代表して趣旨説明をいたします。

発議案第1号から第4号までにつきましては、地方自治法第112条の規定により提出いたします。

まず、発議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則の制定についてであります。本案は、地方自治法第120条の規定に基づき、議会運営に関し、必要な事項である組合議会の秩序維持、議員の規律等について定めようとするものであります。

次に、発議案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会傍聴規則の制定についてであります。本案は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、議場における規律及び組合議会の傍聴等に関して必要な事項を定めようとするものであります。

次に、発議案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の任期に関する条例の制定についてであります。本案は、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第6条に「組合議員の任期は、1年とする」と規定されておりますが、始期と終期が規定されておられませんので、その任期の期間を定めようとするものであります。



最後に、発議案第4号 山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者の専決処分事項についてであります。本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、組合議会の権限に属する軽易な事項について、管理者において専決処分とすることができる事項をあらかじめ指定しようとするものであります。

以上で、発議案第1号から第4号までについての提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本4件の発議案に対し、質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別に質疑がなければ、本4件の発議案を原案どおり可決することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本4件の発議案は原案どおり可決することに決しました。

---

日程第8 同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて

同意案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて

○大橋議長 日程第8、同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて及び同意案第2号を一括議題といたします。

ただいま上程になりました2同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて及び同意案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについての2案について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本2件の案は、組合規約第9条の規定によりまして、大和高田市長である吉田誠克氏と山添村長である窪田政倫氏を本組合の副管理者としてお願いしたいというものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本2件の同意案に対し、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別にご意見がなければ、本2件の同意案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本2件の同意案を原案どおり同意することに決しました。

---

日程第9 同意案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○大橋議長 日程第9、同意案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま上程になりました同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 それでは、同意案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてをご説明いたします。

本案は、天理市監査委員で、また奈良県広域消防組合の監査委員を務めておられます梅崎浩充氏を本組合監査委員にお願いするものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本案に対し、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別にご意見がなければ、本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本案を原案どおり同意することに決しました。

---

日程第10 同意案第4号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○大橋議長 日程第10、同意案第4号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、下川俊文議員の退席を求めます。

(下川俊文議員 退席)

○大橋議長 ただいま上程になりました同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 それでは、同意案第4号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を説明させていただきます。

す。

本案は、山添村選出議員であらせられます下川俊文氏を本組合監査委員にお願いしたいというものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本案に対し、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別にご意見がなければ、本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本案を原案どおり同意することに決しました。

5番、下川俊文議員の着席を求めます。

(下川俊文議員 着席)

---

日程第11 同意案第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意案第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意案第7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○大橋議長 日程第11、同意案第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてほか、同意案第6号及び第7号を一括議題といたします。

ただいま上程になりました3同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 それでは、同意案第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、また同意案第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、また同意案第7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、これらを一括し、提案理由を説明したいと存じます。

本3件の案は、天理市公平委員会の委員を務めておられます橋本武志氏、西本祥子氏、戸田忠志氏を本組合の公平委員会の委員にお願いしたいと考えているものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本3件の同意案に対し、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別にご意見がなければ、本3件の同意案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本3件の同意案を原案どおり同意することに決しました。

---

○大橋議長 ただいま同意いたしました各氏よりご挨拶があります。

○吉田副管理者 このたび、山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者に選任の同意をいただきました大和高田市長の吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今後につきましては、窪田副管理者共々、並河管理者をしっかりと補佐し、そして力を合わせて、本組合発展のために誠心誠意努力をしまっている所存でございます。皆様方におかれましては、何とぞご指導・ご高配賜りますことをお願いいたしまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○梅崎監査委員 失礼いたします。梅崎浩充と申します。

このたび、山辺・県北西部広域環境衛生組合の監査委員としてご同意いただきましたこと、まことにありがとうございます。これまでの経験を生かさせていただき、職務に邁進する所存でございます。何とぞ皆様方のご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○下川監査委員 一言、お礼の言葉と挨拶をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

このたび、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会選出の監査委員としてご同意をいただきました山添村議会の下川俊文と申します。梅崎監査委員と共に、全力を挙げて職務に取り組む所存でございます。どうぞ皆様方のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○橋本公平委員 失礼いたします。

ただいま、本組合公平委員会の委員に選任いただきました橋本武志と申します。委員を代表いたしましてご挨拶を申し上げます。

戸田委員と西本委員と共に、浅学非才の身ではございますけれども、議員皆様方のご指導を賜りながら、誠心誠意、職務を全うさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、ただいま

ご同意を賜りました御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

---

## 日程第 1 2 承認案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○大橋議長 日程第 1 2、承認案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

ただいま上程になりました承認案については、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 それでは、承認案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてをご説明させていただきます。説明に当たりましては、条例名等から山辺・県北西部広域環境衛生組合、こちらの呼称を省略いたしますことをご了承願います。

それでは、専決第 1 号 休日を定める条例についてご説明を申し上げます。承認案の 3 ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例は、地方自治法第 4 条の 2 の規定によりまして、地方公共団体の休日は条例で定めることとされておりますため、制定をいたしましたものでございます。

次に、専決第 2 号 公告式条例について、承認案の 5 ページを御覧ください。

条例等の公布につきましては、組合の事務所前の掲示板に掲示して行うものでございます。

続きまして、専決第 3 号 議会定例会条例についてご説明を申し上げます。承認案の 7 ページを御覧ください。

組合議会の定例会につきましては、年 2 回とする規定でございます。2 月と 8 月に開会を予定してございます。

次に、専決第 4 号 議会事務局設置条例についてご説明を申し上げます。承認案の 9 ページを御覧ください。

地方自治法第 1 3 8 条第 2 項の規定に基づきまして、組合議会に事務局を設置する等の所要の規定を設けた条例を制定したものでございます。

続きまして、専決第 5 号 監査委員に関する条例についてを説明申し上げます。承認案の 1 1 ページを御覧ください。

地方自治法第 2 0 0 条第 2 項及び第 2 0 2 条の規定に基づきまして、監査委員に関し、必要な事項を定めると共に、監査委員事務局を設置するものでございます。

続きまして、専決第 6 号 公平委員会設置条例についてご説明申し上げます。承認案の 1 4 ページを御覧ください。

地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づきまして、本組合に公平委員会を設置するものでございます。

次に、専決第7号 事務局設置条例についてご説明申し上げます。承認案の16ページを御覧ください。

地方自治法第158条第1項の規定に基づき、組合に属する事務を円滑かつ適正に処理するため、本組合に事務局を設置するものでございます。

次に、専決第8号 運営協議会条例についてご説明申し上げます。承認案の18ページを御覧ください。

組合同約第14条の規定に基づきまして、重要な計画の策定、予算及び決算に関すること等を協議するため、運営協議会を設置するものでございます。委員は、10市町村長で構成されてございます。

続きまして、専決第9号 行政手続条例についてご説明申し上げます。承認案の21ページを御覧ください。

行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、本組合の行政手続については、天理市行政手続条例の例によるものと規定する条例でございます。

次に、専決第10号 行政不服審査会条例について説明を申し上げます。承認案の23ページを御覧ください。

行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、本組合に行政不服審査会を設置するものでございます。

次に、専決第11号 情報公開条例についてご説明申し上げます。承認案の27ページを御覧ください。

この条例は、本組合に関する情報の開示を図るために必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第12号 個人情報保護条例についてご説明申し上げます。承認案の40ページを御覧ください。

この条例は、個人情報の取扱いにつきまして、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第13号 職員定数条例について説明申し上げます。承認案の59ページを御覧ください。

この条例におきまして、組合管理者の事務部局の職員の定数を20名以内とする規定をしております。

次に、専決第14号 人事行政の運用等の状況の公表に関する条例についてをご説明申し上げます。承認案の61ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第15号 職員の分限の手続及び効果に関する条例についてご説明を申し上げます。承認案の64ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員法第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の

規定に基づきまして、職員の分限に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第16号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について説明を申し上げます。承認案の67ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第17号 職員の服務の宣誓に関する条例についてご説明を申し上げます。承認案の69ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づきまして、職員の服務の宣誓について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第18号 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてをご説明申し上げます。承認案の72ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員法第35条の規定に基づきまして、本組合職員の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第19号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について説明を申し上げます。承認案の74ページを御覧ください。

地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、本組合の職員の勤務時間、休日、休暇等につきましては、天理市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるものと規定する条例でございます。

次に、専決第20号 職員の育児休業等に関する条例についてご説明申し上げます。承認案の76ページを御覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づきまして、職員の育児休業等に関しては、天理市職員の育児休業等に関する条例の例によるものと規定する条例でございます。

次に、専決第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例について説明を申し上げます。承認案の78ページを御覧ください。

この条例は、本組合の議会の議長、副議長、議員に支給する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法につきまして定めたものでございます。

次に、専決第22号 報酬及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。承認案の81ページを御覧ください。

この条例は、本組合の非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第23号 特別職の職員の給与等に関する条例についてをご説明いたします。承認案の84ページを御覧ください。

この条例は、本組合の特別職の職員の給与及び旅費について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

る条例についてご説明を申し上げます。承認案の 87 ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員災害補償法に基づきまして、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めたものでございます。

次に、専決第 25 号 職員等の旅費に関する条例についてご説明を申し上げます。承認案の 108 ページを御覧ください。

本組合の職員等の旅費につきましては、天理市職員等の旅費に関する条例の例によるものと規定する条例でございます。

次に、専決第 26 号 財政状況の作成及び公表に関する条例について説明申し上げます。承認案の 110 ページを御覧ください。

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に規定する財政状況の公表に関しまして、必要な事項を定めたものでございます。

次に、専決第 27 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について説明申し上げます。承認案の 112 ページを御覧ください。

この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して定めたものでございます。

次に、専決第 28 号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例について説明を申し上げます。承認案の 114 ページを御覧ください。

この条例は、財産の交換、譲与、無償貸与等に関して定めたものでございます。

次に、専決第 29 号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてご説明申し上げます。承認案の 117 ページを御覧ください。

この条例は、本組合での契約のうち、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めたものでございます。

続きまして、専決第 30 号 平成 28 年度一般会計予算についてご説明いたします。承認案の 121 ページを御覧ください。

歳入は、分担金及び負担金 1 億 6,902 万 7,000 円、国庫支出金 2,600 万円の合計 1 億 9,502 万 7,000 円でございます。

122 ページを御覧ください。

歳出は、議会費 12 万 5,000 円、総務費 8,069 万 3,000 円、事業費 1 億 1,054 万 4,000 円、予備費 366 万 5,000 円の合計 1 億 9,502 万 7,000 円でございます。

続きまして、専決第 31 号 指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。承認案の 138 ページを御覧ください。

本組合の公金の収納及び支払事務を取り扱わせる指定金融機関といたしまして、株式会社南都銀行を指定したものでございます。

以上、専決第 1 号から専決第 31 号までを平成 28 年 4 月 1 日付けで専決処分



をいたしておりますのでご報告申し上げますと共に、よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本案に対し、質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別に質疑がなければ、本案を原案どおり承認することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

---

○大橋議長 お諮りいたします。

以上で提出議案を議了いたしましたので、本臨時会はこれをもって閉じること  
にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、これをもって本臨時会を閉会  
いたします。

平成28年第1回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会臨時会の閉会に当たり、  
一言、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり熱心にご審議を賜ると共に、議会  
運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

管理者よりご挨拶があります。

○並河管理者 閉会に当たりまして、改めてご挨拶を申し上げます。

本日は、本議会議員の皆様方には大変ご多用の中、慎重なご審議を賜りまして、  
同意案、承認案、いずれも原案どおり可決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

また、本臨時会におきまして、大橋議長、また森村副議長にご就任をいただき、  
そして副管理者、監査委員、公平委員、こういった本組合の体制につきましても  
整えさせていただいたところでございます。

思い返せば、この10市町村によります山辺・県北西部広域環境衛生組合、こ  
の発足に当たりましては、この10議会の皆様方に本事業への大変なご理解を賜  
ってここまでこぎつけられたことについて、改めて心から御礼を申し上げたいと  
存じます。ご案内のとおり、各市町村のごみ処理施設、いずれも老朽化が進んで  
きております。この持続可能なごみ処理体制をしっかりと整えていくということは、  
市民の皆様方の暮らしをしっかりと守っていく上で、私ども、不可欠なものである

というふうに考えておりますし、また将来にわたって環境保全をしっかりとやっていくということの上でも重要なものでございます。

また、今回、10市町村による広域ということで、本県においては画期的な広域の取り組みかなというふうに考えておりますが、これは財政上のスケールメリットのみならず、この大切な公金を、また住民の皆様のさまざまな暮らしであったり、あるいは各市町村の活性化というところにも還元をしていく上で、本事業を何としても成し遂げなければならないというふうに考えているところでございます。

これに当たりましては、行政のみで事に当たっていけるものでは決してございませんで、本議会議員の皆様をはじめとして、10市町村の議会の皆様のお力添え、ご鞭撻が不可欠でございます。私、平素から本市議会におきましても、やはりこの議会の皆様方と行政、角度は違えど目的は1つ、市民の皆様、あるいは町民、村民の皆様の幸福をしっかりと追求していくことだということで、車の両輪という言葉を使わせていただいております。これに加えて、今回の事業に関しましては、地域の皆様方のご理解を得ることも非常に重要でございまして、これから、皆様方と議会、そして私ども、この組合の行政と地域、三位一体となって、しっかりとしたごみ処理施設建設に向けて邁進をしていきたい。そのために努力していくことが私自身にとっても最大の任務であるというふうに心がけて取り組んでまいり所存でございます。引き続きのご鞭撻を心よりお願いを申し上げます。本議会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

閉会 午後 3時15分

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年7月19日

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

臨時議長 深 木 健 宏

議 長 大 橋 基 之

副 議 長 森 村 和 男

署名議員 島 田 宗 彦

署名議員 榎 堀 秀 樹